規　則

人事院は、国家公務員倫理法に基づき、人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年七月十一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則二二―〇―三

人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を次のように改正する。

第二号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年七月十二日から施行する。